

業務用冷凍空調機器をご使用のみなさまへ

Save the Air!!

# エアコンの点検は お済みですか？

フロン排出抑制法により、  
業務用冷凍空調機器の

## 点検が義務化 されました。

全ての第一種特定製品について、3ヶ月に1回以上、  
管理者自身で「簡易点検」を行う必要があります。

一定容量以上の機器は  
有資格者による「定期点検」が  
必要となります。



点検は、  
プロにおまかせ  
ください。

# 管理者(ユーザー様)が取り組むこととして

## 機器の点検

### 簡易点検

全ての第一種特定製品

### 定期点検

第一種特定製品のうち、一定規模以上の業務用機器

## 漏えいの対処

フロン類の漏えいが見つかった際、**修理をしないでフロン類を充填することは原則禁止。**  
適切な専門業者に修理、フロン類の充填を依頼しなければなりません。

## 記録の保管

機器の点検・修理・冷媒の充填・回収の履歴は、当該製品を設置した時から廃棄するまで**保存**しなければなりません。

## 算定漏えい量の報告

使用時漏えい量が「1,000CO<sub>2</sub>-ton」以上漏えいした事業者(法人単位)は、所管大臣に**報告義務**があります。

※ 1,000CO<sub>2</sub>-tonはR22・R410A冷媒約500kg、R32冷媒約1,500kgに相当。

## 点検内容

全ての第一種特定製品について、3ヶ月に1回以上管理者自身で「**簡易点検**」を行う必要があります。さらに管理する第一種特定製品の圧縮機に用いられる電動機の定格出力\*1が7.5kW以上の場合は有資格者\*2による「**定期点検**」を行う必要があります。

点検種別	対象機器	電動機定格出力	点検頻度	点検スケジュールイメージ
<b>管理者自身での 簡易点検</b>	点検対象機器 全て	点検対象機器 全て	3ヶ月に 1回以上	2015年 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 施行 点検 点検 点検 点検
	<b>有資格者による 定期点検</b>	エアコンディショナー	50kW 以上	1年に 1回以上
		7.5~50kW 未満	3年に 1回以上	2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 4月 4月 4月 4月 4月 4月 施行 点検 点検 点検
冷蔵機器及び 冷凍機器		7.5kW 以上	1年に 1回以上	2015年 2016年 2017年 2018年 2019年 2020年 4月 4月 4月 4月 4月 4月 施行 点検 点検 点検 点検 点検

\*1.GHP(ガスヒートポンプエアコン)の電動機定格出力については、ガスエンジン出力で判断します。 \*2.冷媒フロン類取扱技術者等

## 点検対象機器

### 第一種特定製品

業務用エアコンディショナー及び冷凍冷蔵機器であって、冷媒としてフロン類が充填されている機器を指します。



ビル用マルチエアコン



店舗オフィス用エアコン



ガスヒートポンプエアコン



設備・工場用エアコン



大型業務用ヒートポンプ給湯システム



チリングユニット



水配管レス露液外気処理機



スポットエアコン



中温用・低温用エアコン



油機製品



業務用冷蔵・冷凍庫



冷凍・冷蔵ショーケース



製氷機



冷蔵ショーケース

注意

家庭用エアコン、フロンを使用していない製品は該当しません。



フロン排出抑制法に関するお問合せ先

- 経済産業省 オゾン層保護等推進室 TEL(03)-3501-4724
- 環境省 フロン等対策推進室 TEL(03)-3581-3351

● このチラシは2015年2月現在のものです。● このチラシに掲載の仕様は改良のため予告なしに変更する場合があります。● 印刷条件により製品色が実際と多少異なる場合があります。● このチラシについてのお問い合わせは、お近くの販売店または下記へおたずねください。

**ダイキン工業株式会社 空調営業本部**

**ダイキンコンタクトセンター** お客様総合窓口

本社 〒530-8323 大阪市北区中崎西二丁目4番12号 梅田センタービル  
東京支社 〒108-0075 東京都港区港南二丁目18番1号 JR品川イーストビル

☎ 0120-88-1081 (全国共通フリーダイヤル)

インターネット上の「ダイキンエアコン」ホームページのアドレスです。

<http://www.daikin.co.jp/aircon/>